

# 「宮城県婦人会館」指定管理者募集要項

宮城県教育庁生涯学習課

宮城県教育庁生涯学習課

令和3年7月14日

## 「宮城県婦人会館」指定管理者募集要項

宮城県では、女性団体の活性化、一般教養の向上及び男女共同参画社会の実現に寄与するため宮城県婦人会館を設置し、これまで施設の管理運営に努めてきました。

また、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の一部改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が創設されたことに伴い、宮城県婦人会館の管理運営業務を効率的、効果的に実施するため、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行ってきました。

この度、現在の指定管理者による指定期間が令和4年3月で終了することから、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号。以下「手續条例」という。）及び婦人会館条例（昭和47年宮城県条例第4号。以下「会館条例」という。）に基づき指定管理者（施設の管理運営業務を実施する団体）を募集します。

### 【指定管理者を募集する施設の名称及び所在地】

名 称 宮城県婦人会館  
所在地 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地（旧宮城県公文書館3階の一部）

### 【指定の期間】

令和4年4月 1日（金） ～ 令和9年3月31日（水） （5年間）

### 【応募受付期間】

令和3年7月14日（水） ～ 令和3年8月27日（金）

### お問い合わせ先

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁生涯学習課管理調整班 担当 五十嵐

電話 022-211-3651

FAX 022-211-3697

電子メール syogakt@pref.miyagi.lg.jp

## 宮城県婦人会館の指定管理者募集要項目次

<b>I</b>	<b>施設の概要と管理運営方針について</b>	<b>1</b>
第1	施設の名称及び所在地	1
1	名称	1
2	所在地	1
第2	施設の概要	1
1	施設の設置目的	1
2	施設管理運営の基本方針	1
3	施設の内容	1
第3	指定管理者が行う管理の基準	2
1	開館日	2
2	開館時間	2
3	サービスの向上等	2
4	法令等の遵守	2
5	環境配慮の推進	2
6	事業計画書	3
7	施設の使用許可	3
8	情報の公開	3
9	個人情報の保護	3
10	利用料金制	3
11	経理及び管理口座	4
12	帳簿書類等の保存年限	4
第4	管理運営に要する経費	4
第5	指定の期間	4
第6	指定管理者が行う業務の範囲	4
第7	管理業務の範囲外の業務	6
第8	指定管理者と宮城県教育委員会のリスク分担	6
第9	指定管理者の指定の取消し等	6
1	改善勧告等	6
2	業務停止命令	6
3	指定の取消し	7
4	損害賠償	7
5	指定の取消し等に伴う清算	7
6	その他	7

第10	原状回復及び事務引継	7
1	原状回復	7
2	事務引継	7
第11	事業報告書等	8
第12	管理運営業務の評価	8
1	県教育委員会が行う評価	8
2	指定管理者が行う自己評価	8
3	利用者アンケートの実施	8
4	監査委員等による監査	8
第13	財産の管理	8
第14	調査等の実施	9
第15	障害者の雇用	9
第16	障害者就労施設等からの物品等の調達	9
第17	その他	9
<b>II</b>	<b>申請手続等について</b>	<b>10</b>
第1	募集要項の配布	10
1	配布期間	10
2	配布時間	10
3	配布場所	10
第2	申請手続	10
1	申請書類の提出	10
2	申請書類の提出方法	11
第3	申請資格等	11
1	申請資格	11
2	留意事項	12
3	失格事項	13
第4	質問及び回答について	13
1	受付期間	13
2	質問受付方法	13
3	回答方法	13
第5	現地説明会	14
1	開催日時	14
2	開催場所	14
第6	提供資料の目的外使用等	14

Ⅲ	指定管理者の選定について	15
第1	選定方法	15
第2	審査内容	15
1	第一次審査（書類審査）	15
2	第二次審査（ヒアリング）	15
第3	選定基準等	15
1	選定基準	15
2	選定の視点	16
第4	審査項目及び配点等	16
第5	選定結果について	17
1	選定結果の通知	17
2	選定結果の公表	17
Ⅳ	協定の締結について	18
第1	協定の締結	18
第2	協定の内容	18
1	基本協定	18
2	年度協定	18
第3	協定を締結できない場合	18
Ⅴ	指定管理者募集等のスケジュール	19
Ⅵ	参考資料等	19